

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

日向市実行委員会 第1回総務企画専門委員会



日時 令和7年1月8日（水）14時

会場 日向市役所4階 委員会室

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 第 1 回総務企画専門委員会
次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 事務局紹介

4 議 事

(1) 報告事項

- ・ 報告第 1 号 総務企画専門委員会委員の変更等 P 1
- ・ 報告第 2 号 日向市準備委員会第 2 回総会における審議決定事項 P 2
- ・ 報告第 3 号 日向市実行委員会第 1 回総会における審議決定事項 P 7
- ・ 報告第 4 号 先催県の視察概要 P 11

(2) 審議事項

- ・ 議案第 1 号 日向市協賛取扱要項 (案) P 18
- ・ 議案第 2 号 日向市広報基本計画 (案) P 23
- ・ 議案第 3 号 日向市市民運動基本計画 (案) P 25
- ・ 議案第 4 号 日向市ボランティア募集要項 (案) P 27
- ・ 議案第 5 号 日向市観光・おもてなし基本計画 (案) P 30

5 その他

6 閉 会

《参考》

- [資料 1] 総務企画専門委員会委員名簿 P 31
- [資料 2] 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要 P 32
- [資料 3] 日向市開催競技及び施設 P 35
- [資料 4] 日向市開催基本方針 P 36
- [資料 5] 日向市開催推進総合計画 P 37
- [資料 6] 日向市実行委員会推進体制 P 41
- [資料 7] 日向市実行委員会会則 P 42
- [資料 8] 日向市実行委員会専門委員会規程 P 46

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
総務企画専門委員会委員の変更等

(1) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則第13条に基づき、総務企画専門委員会の委員を変更しましたので報告します。

(順不同・敬称略)

所属団体等	新任者	前任者
日向市商店会連合会 事務局		増元 大輔
一般社団法人日向青年会議所 理事長	杉本 圭史	黒木 基広
宮崎県県立学校長協会 日向地区理事	鬼束 美和	山腰 美穂子
日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会 副会長	尾池 厚子	古賀 弘徳
日向市総合政策部秘書広報課 課長	東 久美	
日向市福祉部福祉課 課長	多田 好太郎	
日向市商工観光部商工港湾課 課長	中田 幸徳	
日向市商工観光部観光交流課 課長	寺田 雅彦	
日向市教育委員会学校教育課 課長	若杉 健司	

(2) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会専門委員会規程第3条及び第4条に基づき、総務企画専門委員会の役員を選定しましたので報告します。

(順不同・敬称略)

役員名	所属団体等	氏名
委員長	日向商工会議所 事務局長	野口 洋
副委員長	日向市スポーツ協会 事務局長	黒木 智美
	日向市教育委員会学校教育課 課長	若杉 健司

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会第2回総会における審議決定事項

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会第2回総会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- 1 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会
令和5年度事業報告
- 2 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会
令和5年度収支決算
- 3 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会 令和 5 年度事業報告

1 会議の開催

(1) 総会

- ・設立発起人会（令和 5 年 8 月 8 日）
- ・設立総会及び第 1 回総会（令和 5 年 11 月 14 日）

(2) 常任委員会

- ・第 1 回常任委員会（令和 5 年 11 月 14 日）

(3) 専門委員会

- ・第 1 回専門委員会〔合同会議〕（令和 6 年 3 月 12 日）

2 開催準備業務の推進

(1) 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進 総合計画の策定

(2) 広報啓発活動

- ・「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」啓発物作成及び配布

(3) 各種調査業務

- ・県競技団体等と連絡調整のもと県準備委員会が行う各種調査への回答を作成
競技用具整備計画調査、練習会場調査、競技補助員編成調査、
競技別リハーサル大会開催意向調査、競技会会期調査 他

3 先催地の調査研究

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（大崎町：令和 5 年 9 月）
- ・ソフトボール（南九州市、指宿市：令和 5 年 10 月）
- ・バスケットボール（いちき串木野市、薩摩川内市：令和 5 年 10 月）
- ・軟式野球（鹿児島市、薩摩川内市、日置市：令和 5 年 10 月）
- ・グラウンドソフトボール（指宿市：令和 5 年 10 月）

(2) 燃ゆる感動かごしま国体事業概要説明会への出席

- ・大崎町事業概要説明会（令和 5 年 12 月）
- ・指宿市及び南九州市合同事業概要説明会（令和 5 年 12 月）
- ・いちき串木野市、薩摩川内市及び姶良市合同事業概要説明会（令和 5 年 12 月）

(3) SAGA 2024 国スポ・全障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（伊万里市：令和 5 年 7 月）
- ・ソフトボール（白石町、太良町：令和 5 年 9 月）
- ・バスケットボール（唐津市：令和 6 年 3 月）

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- ・市町村担当国会議（令和5年5月、11月）
- ・宮崎県準備委員会総会（令和5年7月）
- ・バスケットボール競技中央競技団体正規視察（令和6年1月）
※正規視察事前協議（令和5年9月、11月、令和6年1月）
- ・用具整備計画調査県ヒアリング（令和5年12月、令和6年2月）
- ・企業協賛市町村担当者説明会（令和6年3月）
- ・競技団体及び共催市町との競技会会期及び競技会場等に係る調整 など

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和5年度収支決算

【収入】

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
市負担金	833,000		833,000	833,000	日向市負担金
諸収入	1,000		1,000	1	預金利息
合計	834,000	0	834,000	833,001	

【支出】

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
総務費	500,000	0	500,000	100,193	
会議費	330,000		330,000	84,485	消耗品費、食糧費、手数料
事務局費	170,000		170,000	15,708	消耗品費、備品購入費
開催推進費	334,000	0	334,000	99,000	
広報啓発費	334,000		334,000	99,000	啓発グッズ製作費
合 計	834,000	0	834,000	199,193	

【収入額】 833,001円 — 【支出額】 199,193円 = 【差引額】 633,808円

(差引額については次年度へ繰越)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置

1 趣旨

令和6年7月17日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、宮崎県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2027年（令和9年）の開催が決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

2 実行委員会設置の概要

（1）名称

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

（2）組織

準備委員会の総会、常任委員会及び専門委員会は、実行委員会に引き継ぐものとする。

（3）役員等

役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとする。

3 会則等の改正

（1）組織名称の変更に伴い、準備委員会の会則等を改正する。

（2）これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規程のうち、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に読み替え、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考：国民スポーツ大会開催基準要項】

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

（2）～（5） [略]

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会第1回総会における審議決定事項

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会第1回総会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- 1 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度事業計画
- 2 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度収支予算

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度事業計画

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ①総務企画専門委員会
 - ②競技式典専門委員会
 - ③宿泊衛生専門委員会
 - ④輸送交通専門委員会
- (4) 庁内推進会議

2 開催準備業務の推進

(1) 各種基本計画及び要項等の策定

- ①総務企画
広報基本計画、市民運動基本計画、観光・おもてなし基本計画 他
- ②競技式典
競技運営基本計画、競技用具整備計画、競技会係員・補助員編成計画、
リハ大会開催基本計画、式典基本計画、施設整備基本計画 他
- ③宿泊衛生
宿泊基本計画、医事衛生基本計画 他
- ④輸送交通
輸送交通基本計画、消防防災・警備基本計画 他

(2) 広報啓発活動

- ①啓発イベントの開催・・・・・・・・開催決定記念講演会（11月予定）
- ②広報啓発物品の作製及び配布
- ③各種大会及びイベントでのPR活動

(3) 各種調査業務

- ①競技会会期最終調査
- ②競技用具整備計画（第3次）調査
- ③競技別リハーサル大会運営経費（第2次）調査
- ④競技会運営経費（第1次）調査
- ⑤自衛隊協力要請意向調査 他

3 先催地の調査研究

(1) SAGA2024 国スポ・全障スポ大会の視察調査

- ①ビーチバレーボール [伊万里市：9/14～17]
- ②バスケットボール [唐津市：10/10～14]
- ③軟式野球 [唐津市 他：10/11～14]
- ④ソフトボール [太良町 他：10/12～14]
- ⑤グランドソフトボール（身体） [白石町 10/26～27]

(2) わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ①ソフトボール [草津市 他：9/14～16]
- ②バスケットボール [草津市：10/19～20]
- ③軟式野球 [草津市 他：11/1～4]

(3) 開催競技事業概要説明会 [佐賀県各市町]

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 県競技団体及び共催市町等との連絡調整

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

令和6年度収支予算

【収入】

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 市負担金	3,700,000	日向市負担金
2 諸収入	192	預金利息等
3 繰越金	633,808	令和5年度繰越金
合 計	4,334,000	

【支出】

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 総務費	534,000	
(1) 会議費	300,000	総会開催経費、消耗品費等
(2) 事務局費	234,000	消耗品費、通信運搬費等
2 開催推進費	3,800,000	
(1) 広報啓発費	2,400,000	啓発イベント開催費、専用HP制作費等
(2) 調査研究費	1,400,000	先催地視察調査費等
合 計	4,334,000	

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
わたSHIGA輝く国スポリハーサル大会

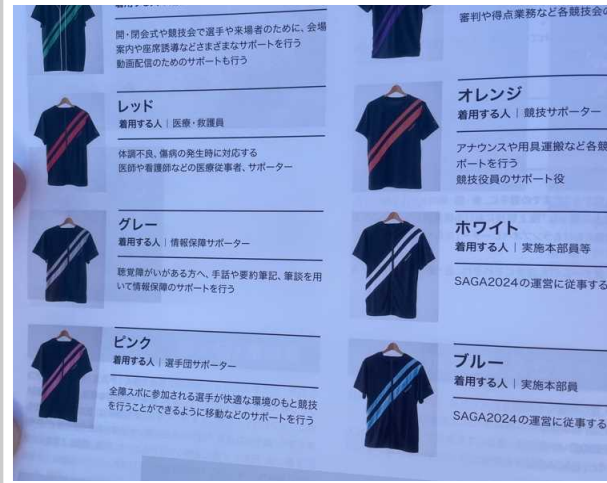
総務企画専門委員会 視察報告



総務企画



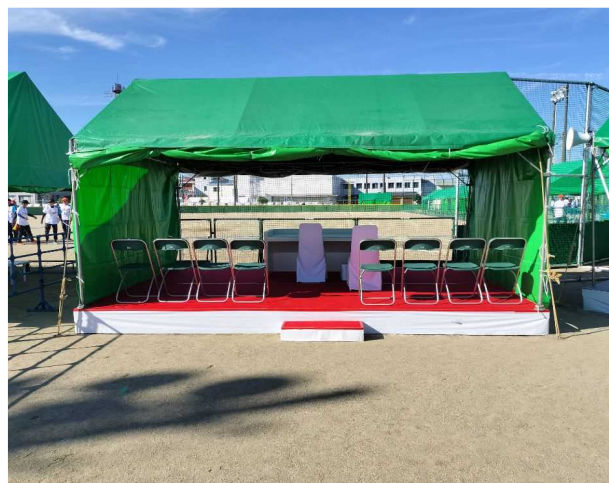
【バスケットボール】(唐津市)
視察員ADカード、配布バッグ



【ソフトボール】(唐津市)
大会関係者識別品



【ソフトボール】(太良町)
視察員ADカード



【ソフトボール】(太良町)
お成り用座席



【ソフトボール】(太良町)
大会関係者識別品



【ソフトボール】(みやき町)
会場受付(遺失物・拾得物対応)

財務



【ソフトボール】(草津市リハ大会)
協賛品 (提供) 横断幕



【ソフトボール】(草津市リハ大会)
協賛品 (提供) のぼり旗



【ソフトボール】(太良町)
協賛社名入りテント横幕



【ソフトボール】(みやき町)
協賛社名入り看板①



【ソフトボール】(みやき町)
協賛社名入り看板②

広報



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
市内飲食店にミニのぼり旗の配布



【グランドソフトボール】(白石町 障スポ)
ウェルスポート 体験コーナー



【バスケットボール】(唐津市)
国スポPRマグネットシート



【ソフトボール】(草津リハ大会)
ラッピングバス



【ソフトボール】(みやき町)
パンフレット・PRグッズ

広報



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
駅エレベーター装飾



【バスケットボール】(唐津市)
市役所内カウントダウンボード等



【バスケットボール】(唐津市)
パグリックビューイング会場

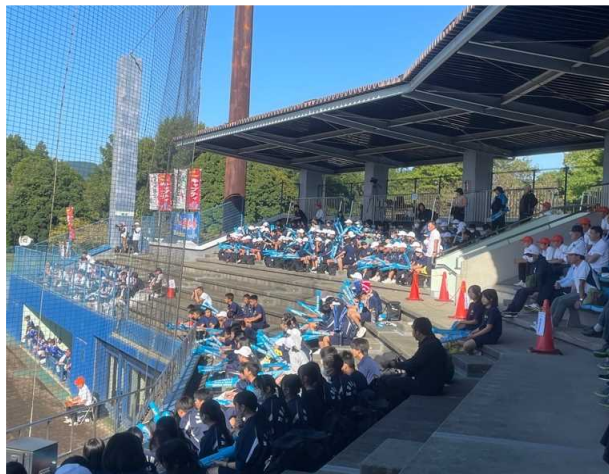


【バスケットボール】(唐津市)
炬火の展示



【ソフトボール】(太良町)
国スポ装飾ラッピング販機

市民運動



【軟式野球】(伊万里市)
学校応援の様子



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
手作り応援のぼり旗



【バスケットボール】(唐津市)
手作り応援旗



【バスケットボール】(唐津市)
学校応援の様子



【軟式野球】(唐津市)
花いっぱい運動

観光・おもてなし



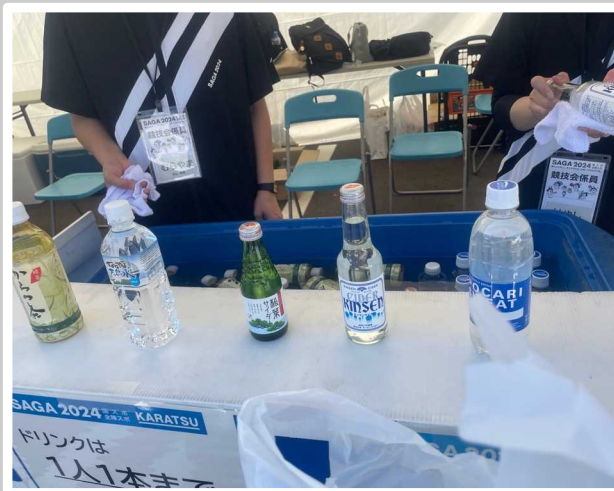
17 【ビーチバレーボール】(伊万里市)
お土産、国スポグッズ 売店



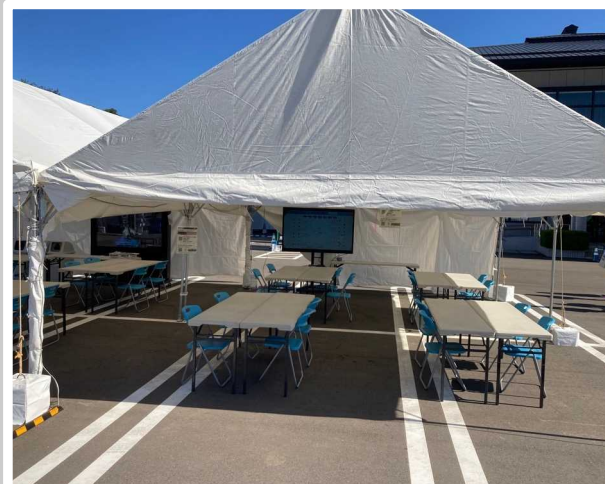
【ソフトボール】(上峰町)
おもてなしの配布 (丸ぼうろ)



【バスケットボール】(唐津市)
唐津駅 観光案内所の設置



【バスケットボール】(唐津市)
無料ドリンクの配布



【バスケットボール】(唐津市)
試合中継モニター設置休憩所

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

原則として、大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第2号)を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動等にあたると認められるもの。
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

(様式第 1 号)

協賛申込書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市実行委員会 会長

様

(申込者)

所在地

名称又は氏名

電 話

日向市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与	
引渡年月日		
その他		

※個人協賛者は、下記にチェックをお願いします。

①「日向市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

☐ 同意する

②氏名の公表に同意します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

【担当者連絡先】

所属名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

個人協賛にあたっての確認書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- （1）「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- （2）氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定していくことになります。
- （3）実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその理由を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- （1）個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- （2）反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

(様式第 2 号)

協賛受領書

年 月 日

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長

日向市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与	
引渡年月日		
その他		

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市広報基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、「日向市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

（1）愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ① 愛称・スローガンの活用及び普及
- ② マスコットキャラクターの活用及び普及
- ③ 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及

（2）各種広報物による広報

各種広報物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

- ① ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成
- ② 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- ③ 広報グッズの作製

（3）屋外広告物による広報

横断幕やカウントダウンボード等を設置し、大会開催を広く周知する。

- ① 横断幕、のぼり旗等の設置
- ② 案内板、カウントダウンボード等の設置
- ③ デジタルサイネージの活用

（4）多様なメディアによる広報

多様なメディア、SNS等を活用し、幅広い世代への効果的な情報伝達により、本市の魅力を広域的に発信する。

- ① ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信
- ② 新聞、テレビ、ラジオを活用した情報発信

（5）イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、既存のイベント・大会等と連携し、効果的な広報活動を実施する。

- ① 啓発イベントの開催

② 市、各種団体等の主催によるイベント、大会等との連携

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。

① 大会報告書の作成

② 大会記録映像、写真集等の制作

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市市民運動基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）の成功に向け、「日向市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

2 内容

（１）市民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな機会を通じて主体的に参加・協力し、喜びや感動を共有できる大会とする。

- ① 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進
- ② 競技会場での観戦や応援の促進
- ③ 大会関連イベントへの参加

（２）心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

- ① 花いっぱい運動、クリーンアップ運動の展開
- ② 横断幕や応援のぼり旗などでの歓迎
- ③ おもてなし料理等のふるまい

（３）スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツを推進する大会

市民が大会を契機に、幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむなど、「する・みる・ささえる」スポーツに取り組み、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営める大会とする。

- ① 大会開催のＰＲ、競技体験会等の開催
- ② 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

（４）日向市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

- ① 観光情報等の発信
- ② 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ③ 観光ボランティア活動への参加

(5) クリーンで快適な大会

環境美化活動を促進し、きれいなまちづくりを目指すとともに、公共交通機関の利用促進を図ることで快適な大会とする。

- ① クリーンアップ活動への参加促進
- ② 競技会場周辺における交通渋滞の緩和促進

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
案 内	競技会場等での案内、情報提供
休 憩 所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
そ の 他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和7年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

5 応募要件

平成27年4月1日以前（令和9年度に中学生以上）に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- （1）本市に在住、通勤、通学している個人
- （2）本市に活動拠点を有する団体
- （3）上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込むものとする。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

7 登録・変更・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合は、登録内容を変更することができる。
- (3) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ① 本人又は当該団体から申し出があった場合
 - ② 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ③ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動（研修会等を含む。）開始は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

登録者に対して、大会に関する認識を深め円滑な大会運営を行えるよう、実行委員会は必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等に対する報酬は原則無償とし、交通費も自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当等を、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、日向市個人情報保護法施行条例（令和４年日向市条例第４０号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市観光・おもてなし基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対する観光・おもてなしについて、「日向市開催推進総合計画」に基づき、大会参加者等を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

（1）歓迎装飾の実施

大会参加者等を心温かく迎えるとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（2）案内所の設置

大会参加者等の利便性を向上するため、競技会場や主要駅に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光等の案内業務を行う。

（3）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（4）売店の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品やご当地グルメの紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店を設置する。

（5）おもてなしの提供

関係機関、関係団体の協力を得て接遇意識の高揚に努めるとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
総務企画専門委員会 委員名簿

令和7年1月現在
(敬称略・順不同)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
産業・経済	日向商工会議所	事務局長	野口 洋	◎
	東郷町商工会	事務局長	岩田 政詞	
	一般社団法人日向青年会議所	理事長	杉本 圭史	
宿泊・観光・衛生	一般社団法人日向市観光協会	事務局長	高木 慎平	
医療・福祉	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	事務局長	大野 靖文	
	特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会	副理事長	甲斐 ひろみ	
教育・学校関係	日向市小学校校長会	保健体育担当	原口 靖	
	日向市中学校校長会	体育連盟会長	山之口 雅彦	
	宮崎県県立学校長協会	日向地区理事	鬼束 美和	
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ協会	事務局長	黒木 智美	○
社会団体	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	副会長	尾池 厚子	
	日向市区長公民館長連合会	副会長	伊東 松実	
	日向市高齢者クラブ連合会	会長	弓削 哲郎	
市関係	日向市総合政策部 秘書広報課	課長	東 久美	
	日向市福祉部 福祉課	課長	多田 好太郎	
	日向市商工観光部 商工港湾課	課長	中田 幸徳	
	日向市商工観光部 観光交流課	課長	寺田 雅彦	
	日向市教育委員会 学校教育課	課長	若杉 健司	○

【備考欄の◎は委員長、○は副委員長】

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツの精神を高揚して、国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とした、国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした、障がい者スポーツの全国的な祭典です。

2 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年：令和9年（2027年）

大会名称：第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

愛称：日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

スローガン：紡ぐ感動 神話となれ

マスコット：みやざき犬



紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ



3 主催

【国民スポーツ大会】

大会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各競技会：日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

【全国障害者スポーツ大会】

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
市町村、その他の関係団体

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

開催時期：令和9年9月26日(日)～10月6日(水)

開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

開催時期：令和9年10月23日(土)～25日(月)

開催期間：3日間

5 実施競技

【国民スポーツ大会】

○正式競技（37競技）

①毎年実施競技（36競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	柔剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

②隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレ射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

○特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

○公開競技（7競技）

綱引き	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

○デモンストレーションスポーツ（デモスポ）

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技、特別競技、公開競技以外のもの、主に県内居住者を対象とし、誰もが参加することのできる競技・レクリエーション

(※大会ごとに種目を決定)

例：ラジオ体操、少林寺拳法、ウォーキング、サーフィン等

【全国障害者スポーツ大会】

○正式競技（14 競技）

個人競技（7 競技）

陸上競技[身・知]	水泳[身・知]	アーチェリー[身]
卓球[身・知・精]	フライングディスク[身・知]	ボウリング[知]
ボッチャ[身]		

団体競技（7 競技）

バスケットボール[知]	車いすバスケットボール[身]	ソフトボール[知]
ブライトベースボール[身]	フットソフトボール[知]	バレーボール[身・知・精]
サッカー[知]		

○オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技

(※大会ごとに種目を決定)

例 スポーツウエルネス吹矢、電動車椅子サッカー、ふうせんバレーボール

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし、開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施されるプログラム

7 先催大会での参加者数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (第 77 回かごしま特別国体実績)	全国障害者スポーツ大会 (第 22 回かごしま特別大会実績)
選手・監督	8 5, 4 6 2 人	2 2, 7 4 5 人
大会関係者	1 1 9, 5 1 1 人	3 9, 6 6 8 人
観 覧 者	4 4 3, 2 0 3 人	2 2, 0 9 6 人
合 計	6 4 8, 1 7 6 人	8 4, 5 0 9 人

日向市開催競技及び施設

1 国民スポーツ大会

競技種目		種別	開催施設	延参加者数 (見込)
正式競技	バレーボール (ビーチバレーボール) 	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜海岸特設会場	5,400 人
	バスケットボール 	少年男子 少年女子	日向市総合体育館、 宮崎県立日向高等学校体育館	14,800 人
	軟式野球 	成年男子	お倉ヶ浜総合公園 野球場	2,200 人
	ソフトボール 	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜総合公園 野球場、運動広場、 第2多目的広場	5,900 人
デモスポ	サーフィン 		お倉ヶ浜海水浴場	500 人
国民スポーツ大会 延べ参加者数見込				28,800 人

※ 延参加者数（選手・監督、大会関係者、観覧者）は先催県の状況を参考に作成

2 全国障害者スポーツ大会

競技種目		種別	開催施設	延参加者数 (見込)
正式競技	ブラインドベースボール 	身体	お倉ヶ浜総合公園 運動広場	1,100 人

※ 延参加者数（選手・監督、大会関係者、観覧者）は先催県の状況を参考に作成

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日向市開催基本方針

1 基本方針

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会を開催するにあたり、本市が目指す「海・山・人がつながり笑顔で暮らせる元気なまち」の実現に向け、市民の総力を結集し、おもてなしの心をもって全国から参加する選手や関係者のみなさんに最高の舞台を提供するとともに、市民に感動をもたらす大会運営を目指します。

また、大会を契機とし、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツをとおした市民の健康増進や生きがいがいづくりにつなげるとともに、誰もが互いに尊重し、支えあって生きていける社会づくりを目指す大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール日向で市民の力を結集し、夢と希望を与えられる大会

市民が、国スポ・障スポ大会開催という目標を共有し、相互の連帯感や郷土意識を高め、その総力を結集して大会の運営をサポートすることによって、全国から参加する選手や関係者のみなさんに提供する最高の舞台をオール日向で創り上げ、市民に夢と希望を与えられる大会を目指します。

(2) 生涯スポーツの推進につなげる大会

国スポ・障スポ大会の開催を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、すべての人がスポーツを「する」、「見る」、「支える」といったそれぞれの立場で日常的にスポーツに親しみ、生きがいがいづくりにつなげられるよう新しいスポーツ文化の定着につなげる大会を目指します。

(3) 日向市の魅力を全国に発信する大会

本市を訪れるすべての方々を心のこもったおもてなしでお迎えし、歴史と文化、風光明媚な海や山に恵まれるなど本市のもつ多彩な魅力を十分に感じてもらいながら、本市のキャッチフレーズである「リラックスタウン日向」としての魅力を全国に発信する大会を目指します。

(4) 共に支え合う社会づくりに貢献する大会

市民が世代や組織、障がいのあるなしに関わらず連携・協働することにより、地域住民との結びつきを強め、誰もが互いに尊重し、支えあって生きていける社会づくりに貢献する大会を目指します。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

日向市開催推進総合計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「宮崎国スポ・障スポ」という。）を成功に導くため、日向市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が日向市に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

宮崎国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ・障スポ開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

（5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

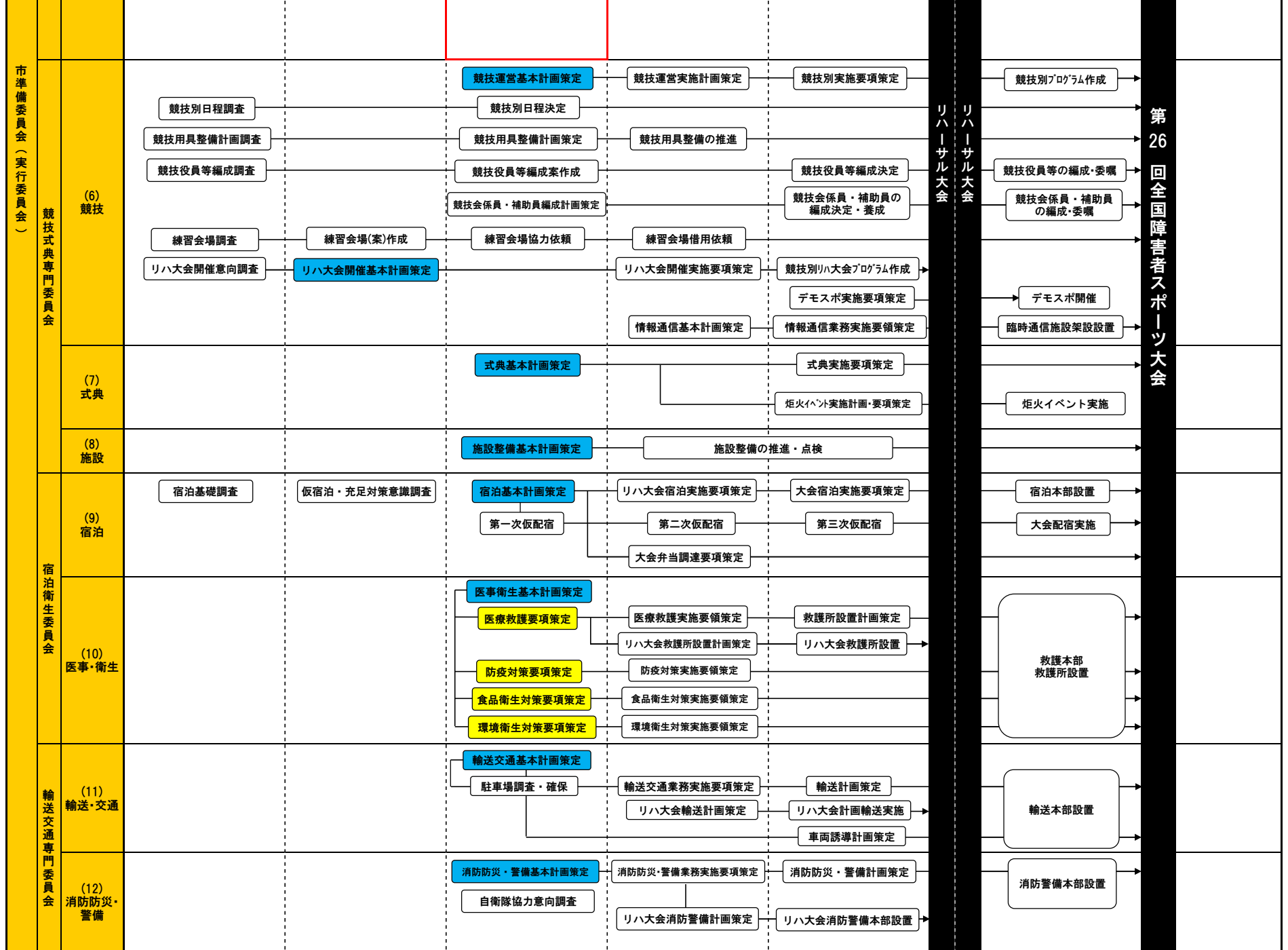
2 年次計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日向市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

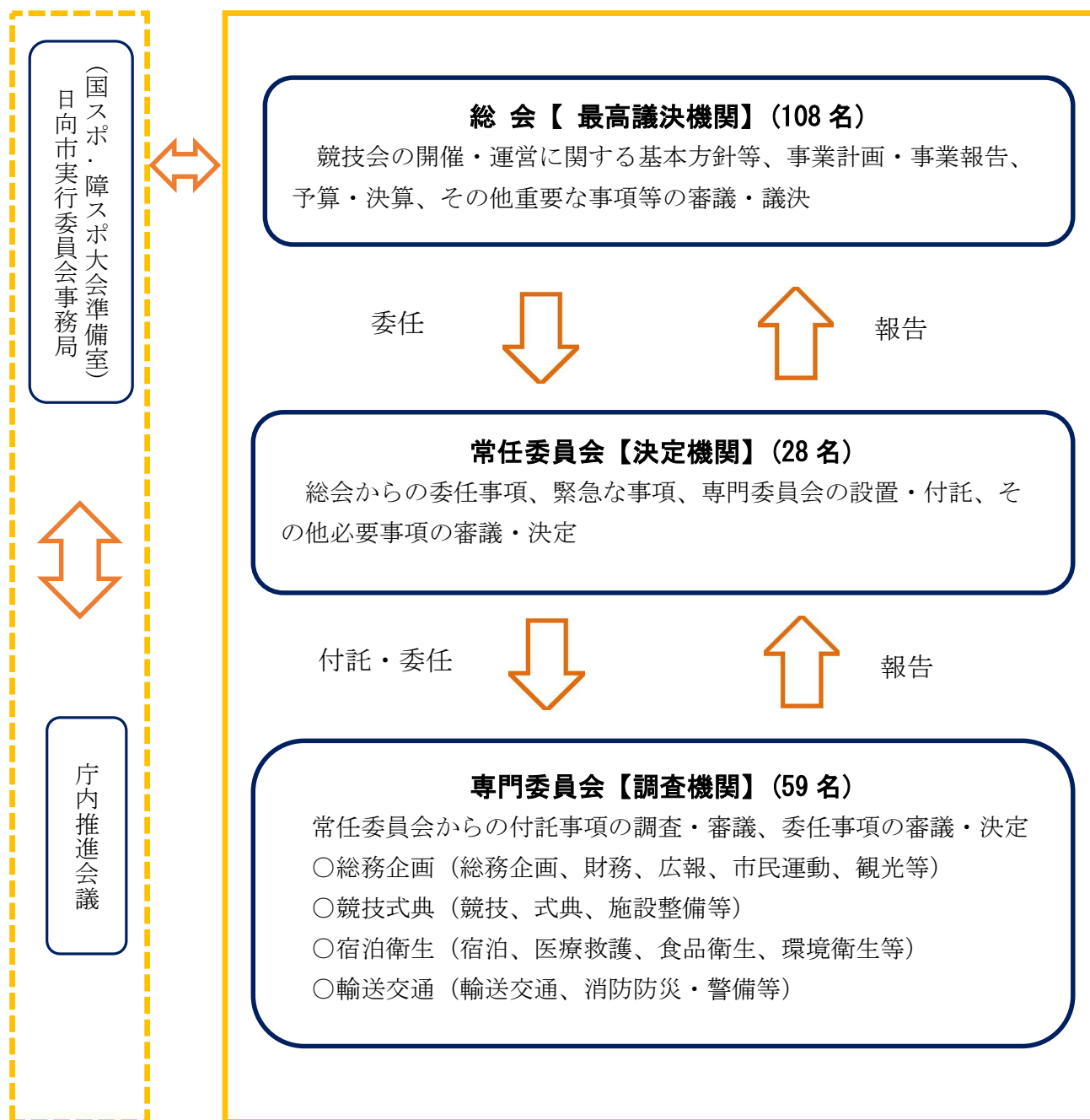
また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
組織 総務企画専門委員会 (1) 総務企画・(2) 財務 (3) 広報 (4) 市民運動 (5) 観光・おもてなし	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組			
			庁内推進本部設置	リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	
	県との連絡調整	開催推進総合計画策定	企業協賛取扱要項策定			
	全体会期調査	大会経費調査検討	リハ大会経費検討	リハ大会予算編成	大会経費予算編成	
			リハ大会識別用品整備	リハ大会識別用品整備	大会識別用品整備	
			遺失物・拾得物取扱要項策定	リハ大会遺失物・拾得物取扱実施	大会遺失物・拾得物取扱実施	
第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会			広報基本計画策定・広報活動	ホームページ(SNS含む)開設・運営	大会報告書編成方針決定	
			市民運動基本計画策定	市民運動の推進		
			ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・研修	ボランティア募集・研修・配置	
			ボランティア募集等の検討	ボランティアマニュアル策定	リハ大会ボランティア配置	
			観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項策定	歓迎装飾・ガイドブック作成等	
				案内所・休憩所等設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置	
実行委員会総会(解散) 事業概要説明会開催(後催県対象) 大会報告書配付			大会経費調査検討	リハ大会経費検討	大会経費予算編成	
			リハ大会経費検討	リハ大会予算編成	大会経費予算編成	
			リハ大会識別用品整備	リハ大会識別用品整備	大会識別用品整備	
			遺失物・拾得物取扱要項策定	リハ大会遺失物・拾得物取扱実施	大会遺失物・拾得物取扱実施	
			保険加入要項策定	リハ大会保険加入	大会保険加入	
				ホームページ(SNS含む)開設・運営	大会報告書編成方針決定	
第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会			市民運動基本計画策定	市民運動の推進		
			ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・研修	ボランティア募集・研修・配置	
			ボランティア募集等の検討	ボランティアマニュアル策定	リハ大会ボランティア配置	
			観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項策定	歓迎装飾・ガイドブック作成等	
				案内所・休憩所等設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置	
				売店設置運営要項策定	リハ大会売店設置	



日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会推進体制



〔国民スポーツ大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日向市を代表する者
- (2) 日向市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員の選任)

第6条 会長は、日向市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1)総会

(2)常任委員会

(3)専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1)競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2)会則の制定及び改廃に関すること。

(3)事業計画及び事業報告に関すること。

(4)予算及び決算に関すること。

(5)常任委員会に委任する事項に関すること。

(6)その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権

限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年8月6日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則（令和5年11月14日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月6日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること